

弘道館・水戸城跡周辺地区における 都市景観重点地区の指定及び屋外広告物特別規制地区の拡大について

1 趣旨

本地区は、弘道館や水戸城跡をはじめとする歴史的資源や水戸城跡の斜面緑地等の豊かな緑を守りながら、本市の玄関口として、にぎわいのある市街地を形成してきました。

本市では、本地区の歴史や豊かな自然等の地域特性を生かしながら、その魅力を高め、発信するため、大手門や二の丸角櫓等の旧水戸城建造物の復元や地区の歴史性に配慮した道路景観整備など、各種事業を推進しているところです。

今般、住民・事業者・行政による協働のもと、本地区の良好な景観を保全するとともに、魅力をより高めていくため、水戸市都市景観条例に基づく「都市景観重点地区」の指定と、平成 22 年に水戸市屋外広告物条例に基づき弘道館周辺地区において指定した「屋外広告物特別規制地区」の区域の拡大を行うものです。

～制度の概要～

○都市景観重点地区とは

優れた都市景観づくりを行う必要があると認める地区を指定するものです。

指定された地区では、**基本目標や公共施設の整備方針**，建築物や工作物の意匠等の基準（**都市景観基準**）を定めた「**地区都市景観計画**」を策定します。

地区指定後は、建築行為等を行うときに届出を義務付け、都市景観基準への適合に努めるよう求めます。また、優れた都市景観づくりに寄与する建築行為等に対して、都市景観形成助成金の交付を行います。

○屋外広告物特別規制地区とは

良好な景観を形成し、又は風致を維持するため、屋外広告物を規制することが特に必要と認める地区を指定するものです。

地区指定後は、屋上利用広告物やネオンサイン、電光等により変化する広告内容を表示するもの（電光ニュースや LED ビジョン等）が設置できなくなるほか、表示面の色彩等が制限されます。

2 都市景観重点地区の指定（案）について

（１）区域

地区名称	弘道館・水戸城跡周辺地区
面 積	約 51ha

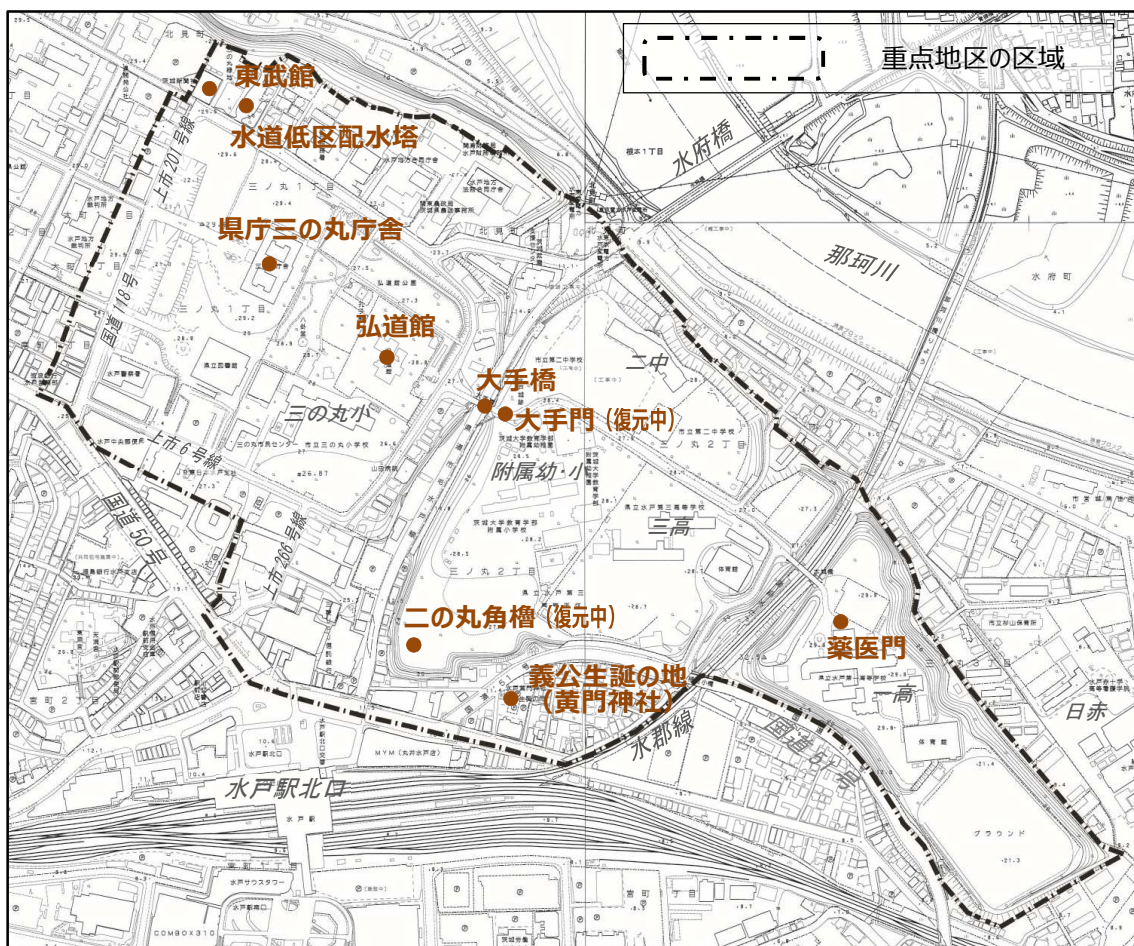


図 1 都市景観重点地区の区域

(2) 地区都市景観計画

ア 基本目標

『歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観』

イ 公共施設の整備方針

【道路】

- 周辺景観と調和したデザイン、素材、色彩とする。
- 歴史的資源間の回遊性を高めるため、歩行空間を確保するとともに、視覚的な誘導を図る。
- 連続する道路との統一性に配慮する。
- 防護柵、街路灯、標識類等の交通安全施設等の設置は、安全性に配慮したうえで、必要最小限とする。
- 景観形成上重要な区間において、無電柱化を推進する。

【街路樹】

- 街路樹により通りを印象づけるとともに、うるおいと風格ある道路景観の形成に配慮する。
- 緑による美しい道路景観を形成するため、極力既存の樹木を生かし、新たに植樹する場合は、近接する路線の樹種と整合を図るなど、樹種の選定に留意するとともに、樹木の生育特性を考慮した配置計画や維持管理を行う。

【サイン】

- サインマニュアルとの整合を図りながら、視認性に優れ、全体に統一性のあるデザインとし、地域資源が引き立つデザインや演出性に配慮する。
- 交差点や施設が集中する場所など、多くのサインが掲出される場所では、集約化に努め、煩雑にならないよう配慮する。

【公園・緑地】

- 季節感のある植栽や空間の広がりを感じられる景観を演出し、うるおいとやすらぎを感じられる憩いの空間を形成する。
- 休憩スポットには植栽を施し、快適でうるおいのある空間の形成に配慮する。
- フェンスや柵等の付帯施設は、できる限りシンプルな形状とし、低彩度の色彩や自然素材の活用により、自然と調和した景観を形成する。

【法面・擁壁】

- できる限り自然の地形に馴染むよう、法面や擁壁の緑化等を図る。
- 長大な擁壁などは、緑化等により、圧迫感を軽減するよう配慮する。

【駐車場施設】

- 緑化等の修景措置により、道路からの見え方や周辺景観との調和に配慮する。
- 看板等の付帯施設は、周辺景観と調和したデザイン、素材、色彩とする。

【建築物】

- 都市景観基準による。

ウ 都市景観基準

本地区は、場所によって景観特性が異なることから、地区を区分し、それぞれのゾーン毎に、都市景観基準を定めます。

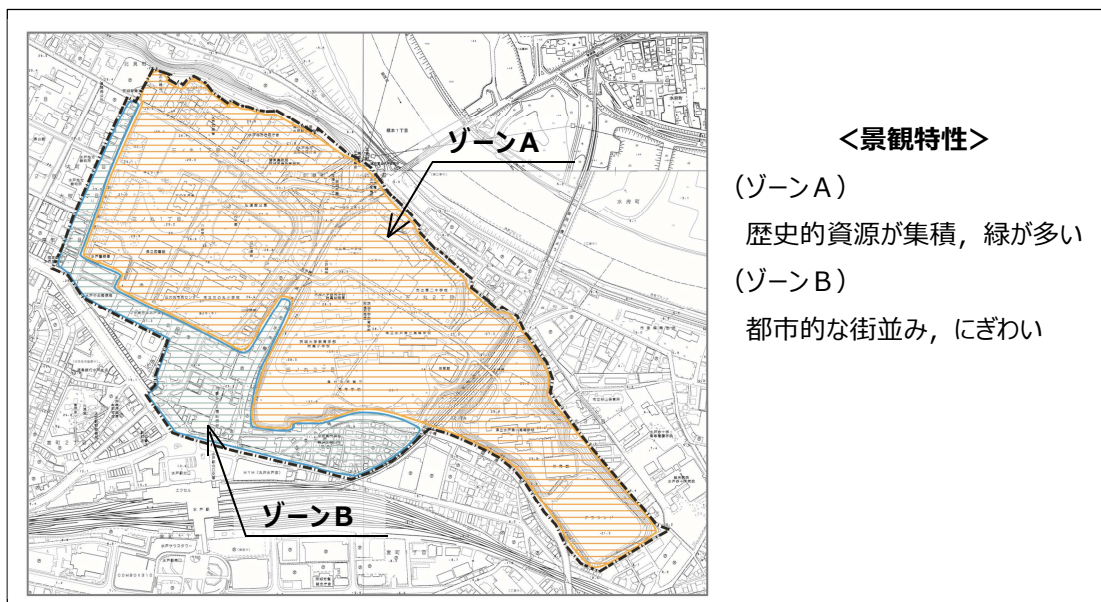


図2 地区の区分

【基準設定の考え方】

<ゾーンA>

- ・弘道館や水戸城跡をはじめとした歴史的資源と調和し，歴史が感じられる景観を形成する。
- ・水戸城跡の斜面緑地や弘道館公園をはじめとした豊かな緑と調和し，うるおいが感じられる景観を形成する。

<ゾーンB>

- ・風格ある街並みを形成するとともに，にぎわいが感じられる景観を形成する。
- ・都市的な街並みの中に緑の空間を確保し，うるおいが感じられる景観を形成する。
- ・歴史が感じられる空間や豊かな緑に配慮した景観を形成する。

表一都市景観基準

※ 都市景観基準は、他の制度による制限を遵守したうえで、適合するよう努めるものです。

＜景観に関連する主な制度＞

- ・高度地区：都市計画法による建築物の高さの制限
- ・特別緑地保全地区：都市緑地法による建築行為等の制限
- ・風致地区：水戸市風致地区条例による建築行為等の制限
- ・屋外広告物：水戸市屋外広告物条例による屋外広告物の表示等の制限

ゾーン		ゾーンA		ゾーンB																																																							
項 目																																																											
建築物	配置	・道路に面する側は、歩行空間のゆとりの創出や緑化のため、壁面を2メートル以上後退させる。		・道路に面する側は、歩行空間のゆとりの創出や、店先演出、緑化のため、壁面をできる限り後退させる。																																																							
	高さ	・概ね10メートル以下となるように配慮する。ただし、道路に面する側に十分な空気を確保するなど、歴史が感じられる景観形成に支障とならない場合は、この限りでない。		・水戸駅北口ペデストリアンデッキ上から二の丸角櫓への眺めを遮らないように配慮する。																																																							
	形態・意匠	・奇抜なものとはせず、落ち着いた形態・意匠とする。 ・周辺の歴史的建造物等の形態・意匠を取り入れるように努める。		・低層部は、道路から店内が見える開口部とするなど、にぎわいの演出に配慮し、中高層部は、落ち着いた形態・意匠とする。 ・ゾーンAの街並みと調和を図るなど、歴史が感じられる景観形成に配慮した形態・意匠とする。																																																							
		共通	・立体駐車場は、外壁やルーバー等による修景を行う。 ・屋外設備や付帯施設は、目立ちにくい配置や目隠し修景等により、道路等の公共空間からの見え方に配慮する。																																																								
	色彩	・以下の色彩基準Ⅰの範囲内とする。 ・周辺の歴史的建造物等と調和した落ち着いた色彩とする。		・以下の色彩基準Ⅱの範囲内とする。ただし、ゾーンAにおける歴史が感じられる景観形成に影響を及ぼす場合は、ゾーンAの色彩の例による。 ・低層部は、アクセントとなる色彩を効果的に使用するなど、にぎわいの演出に配慮し、中高層部は、落ち着いた色彩とする。																																																							
色彩基準（※マンセル表色系による）																																																											
<table><tr><th colspan="2">【外壁】</th><th colspan="3">Ⅰ</th><th colspan="3">Ⅱ</th></tr><tr><th colspan="2">区分</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="2">大規模建築物以外（建築面積1,000㎡以下かつ高さ15m以下）</td><td rowspan="2">基調色</td><td>YR, Y</td><td>8以下</td><td>1超 6以下</td><td>YR, Y</td><td rowspan="2">制限なし</td><td>6以下</td></tr><tr><td>N</td><td>制限なし</td><td>1以下</td><td>G, Y, G, BG, B, PB, P, RP</td><td>2以下</td></tr><tr><td rowspan="4">大規模建築物（建築面積1,000㎡超又は高さ15m超）</td><td rowspan="2">基調色</td><td>YR, Y</td><td>3以上 8以下</td><td>1超 6以下</td><td>YR, Y</td><td rowspan="2">3以上</td><td>6以下</td></tr><tr><td>N</td><td>3以上</td><td>1以下</td><td>G, Y, G, BG, B, PB, P, RP</td><td>2以下</td></tr><tr><td rowspan="2">アクセント色</td><td>YR, Y</td><td>7以上8以下</td><td>2以下</td><td>YR, Y, GY, PB, P, RP, R</td><td rowspan="2">7以上</td><td>2以下</td></tr><tr><td>N</td><td>8超 7以上</td><td>1以下</td><td>G, BG, B</td><td>1以下</td></tr></table>						【外壁】		Ⅰ			Ⅱ			区分		色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	大規模建築物以外（建築面積1,000㎡以下かつ高さ15m以下）	基調色	YR, Y	8以下	1超 6以下	YR, Y	制限なし	6以下	N	制限なし	1以下	G, Y, G, BG, B, PB, P, RP	2以下	大規模建築物（建築面積1,000㎡超又は高さ15m超）	基調色	YR, Y	3以上 8以下	1超 6以下	YR, Y	3以上	6以下	N	3以上	1以下	G, Y, G, BG, B, PB, P, RP	2以下	アクセント色	YR, Y	7以上8以下	2以下	YR, Y, GY, PB, P, RP, R	7以上	2以下	N	8超 7以上	1以下	G, BG, B	1以下
【外壁】		Ⅰ			Ⅱ																																																						
区分		色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																																				
大規模建築物以外（建築面積1,000㎡以下かつ高さ15m以下）	基調色	YR, Y	8以下	1超 6以下	YR, Y	制限なし	6以下																																																				
		N	制限なし	1以下	G, Y, G, BG, B, PB, P, RP		2以下																																																				
大規模建築物（建築面積1,000㎡超又は高さ15m超）	基調色	YR, Y	3以上 8以下	1超 6以下	YR, Y	3以上	6以下																																																				
		N	3以上	1以下	G, Y, G, BG, B, PB, P, RP		2以下																																																				
	アクセント色	YR, Y	7以上8以下	2以下	YR, Y, GY, PB, P, RP, R	7以上	2以下																																																				
		N	8超 7以上	1以下	G, BG, B		1以下																																																				
<table><tr><th colspan="2">【屋根】</th><th colspan="2">Ⅰ</th><th colspan="2">Ⅱ</th></tr><tr><th colspan="2">区分／色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>有彩色（N以外）</td><td></td><td>8以下</td><td>1超6以下</td><td rowspan="2">制限なし</td><td rowspan="2">6以下</td></tr><tr><td>無彩色（N）</td><td></td><td>制限なし</td><td>1以下</td></tr></table>						【屋根】		Ⅰ		Ⅱ		区分／色相		明度	彩度	明度	彩度	有彩色（N以外）		8以下	1超6以下	制限なし	6以下	無彩色（N）		制限なし	1以下																																
【屋根】		Ⅰ		Ⅱ																																																							
区分／色相		明度	彩度	明度	彩度																																																						
有彩色（N以外）		8以下	1超6以下	制限なし	6以下																																																						
無彩色（N）		制限なし	1以下																																																								
(適用除外) 1 他の法令の規定により上記基準以外の色彩の使用が義務付けられているもの 2 歴史的又は文化的事由等により、社会通念上認められているもの 3 良好な景観形成に資するものとして、次のいずれかに該当するもの ・木材、土壁、漆喰、石材などの自然素材や、無着色の瓦、レガ、レガ調のタイルなどの材料によるもの ・景観資源である建築物等の色彩 ・地域の特色に資するものとして市長が認めるもの																																																											

ゾーン 項 目		ゾーンA	ゾーンB
建 築 物	照明	・柔らかな灯りや陰影をつくりだす灯りなど，歴史的建造物等と調和した落ち着いた夜の夜間景観の形成に配慮する。	・室内から漏れる光を意識してファサードのデザインを工夫したり，歩く楽しさを感じさせる照明の配置や配光とするなど，魅力ある夜間景観の形成に配慮する。
	敷地	・弘道館公園等の豊かな緑との調和に配慮し，敷地内の積極的な緑化を行う。	
		共通 ・緑の連続性に配慮し，道路に面する部分は，樹木による緑化を行う。 ・道路に面する駐車場は，植栽や路面の工夫等により，周辺景観との調和に配慮する。 ・ごみ置き場については，ごみが目立ちにくい配置や目隠し修景等により，道路等の公共空間からの見え方に配慮する。	
工 作 物		・色彩は，建築物の例による。ただし，駐車場の付帯施設はこの限りでない。 ・照明は，建築物の例による。ただし，自動販売機はこの限りでない。	
	塀、垣、柵等	・周辺の歴史的建造物等と調和した落ち着いた形態・意匠とする。 ・歩行者に対して圧迫感を与えないような高さとする。	・ゾーンAの街並みと調和を図るなど，歴史が感じられる景観形成に配慮した形態・意匠とする。 ・歩行者に対して圧迫感を与えないような高さとする。
	擁壁等	・緑化等により，周辺景観との調和や周辺に対する圧迫感の軽減に配慮する。	
	駐車場	・道路に面する部分は，植栽や路面の工夫等により，周辺景観との調和に配慮する。 ・立体駐車場は，外壁やルーバー等により修景するとともに，周辺景観と調和した配置，高さ，形態・意匠とする。 ・付帯施設の色彩は，建築物の例による。ただし，安全上必要なものは，この限りでない。	
	自動販売機	・夜間の光量を抑えるなど，夜間景観に配慮する。	
	アンテナ その他の工作物	・周辺景観と調和した配置，高さ，形態・意匠とする。 ・弘道館正門前，水戸駅北口ペデストリアンデッキ上，大手橋上からの眺望景観に支障とならない配置，高さ，形態・意匠とする。	
屋外広告物		・周辺景観と調和した形態・意匠，色彩とする。 ・設置場所は，周辺の歴史的建造物等への眺めを遮らない場所とする。 ・建築物に表示又は設置する場合は，低層部とする。ただし，施設名等や懸垂装置のある広告幕は除く。 ・窓をふさがない。 ・一敷地又は一建築物に複数の事業所等の広告物を表示又は設置する場合は，集合化や形状の統一化等により整序する。 ・照明は，建築物の例による。	
土地の形質		・法面が生じる場合は，周辺の地形に馴染むような勾配とし，緑化を行う。	
木竹		・弘道館公園等の豊かな緑との調和や緑の連続性に配慮し，伐採を最小限に抑える。 ・緑の連続性に配慮し，道路に面する部分は，樹木による緑化を行う。	

参考—マンセル表色系による色彩基準

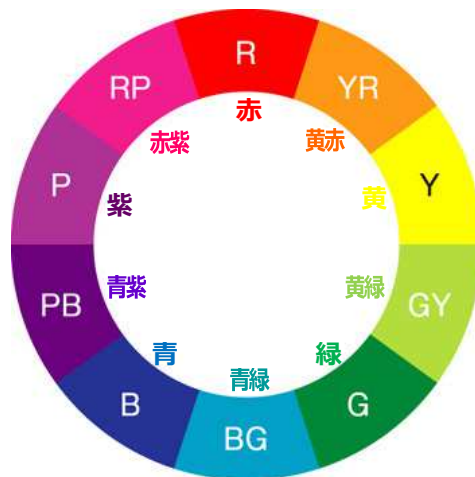
1 マンセル表色系とは

マンセル表色系は、色を定量的に表す体系である表色系の1つで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現するものである。（工業標準化法に基づく日本工業規格 Z8721 に規定）

色相 色合いを指し、赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP) の10種類の基本色で示す。

明度 色の明るさを指し、0～10の数値で、数値が大きいほど明るい色を示す。

彩度 色の鮮やかさの度合いを指し、0～14程度までの数値で、数値が大きいほど鮮やかな色彩となる。鮮やかな数値は色相によって異なり、赤 (R) や黄赤 (YR) 等の原色は14程度、青 (B)、青緑 (BG) 等は8～10程度である。色味のない白、黒、グレーといった無彩色はNで表し、彩度0となる。

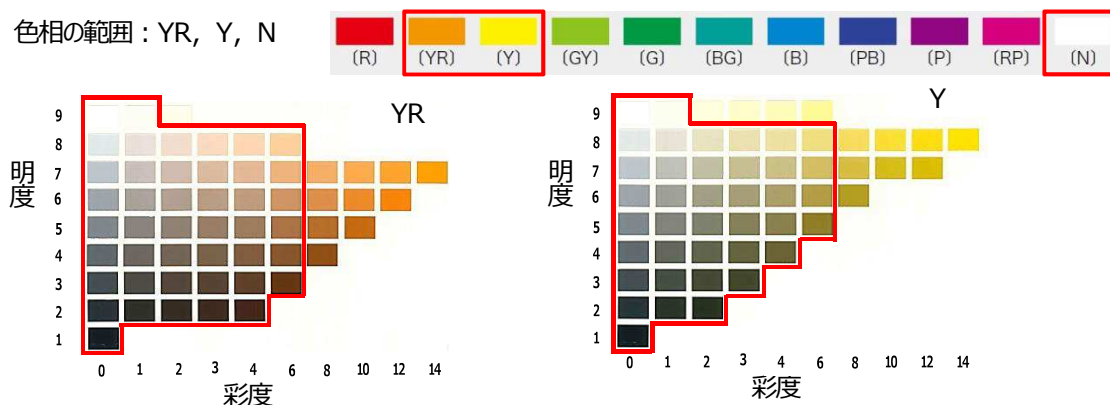


2 各ゾーンのマンセル表色系による基準について

各ゾーンの外壁の基準は、次のとおりである。

(1) ゾーンA

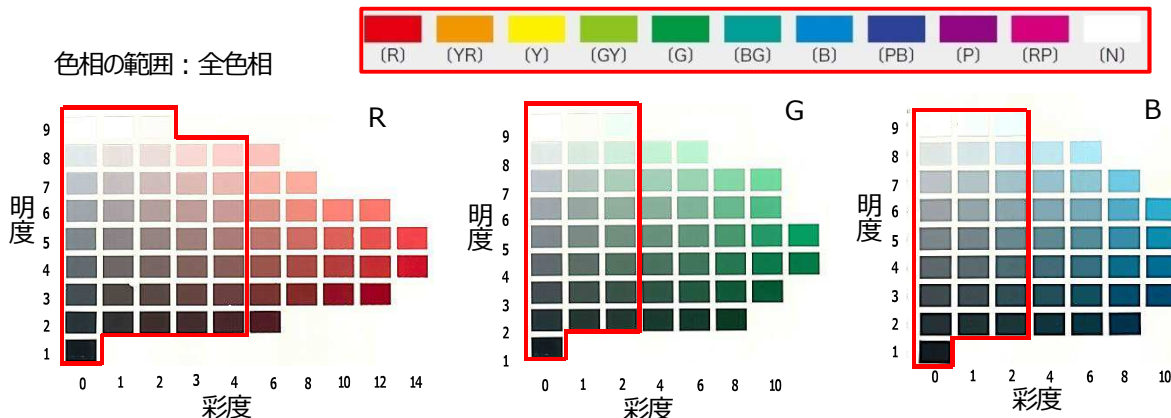
色相の範囲：YR, Y, N



※大規模建築物は明度3以上。

(2) ゾーンB (各色相の基準は一例)

色相の範囲：全色相



※高さ45m以下の場合。大規模建築物は明度3以上。

【注意】印刷物のため実際の色彩と異なる場合があります。

3 屋外広告物特別規制地区の拡大（案）について

本地区では、弘道館正門からの眺望景観や弘道館周辺の景観を保全するため、地区の一部について、平成 22 年に屋外広告物特別規制地区に指定しています。

今回、水戸駅北口ペデストリアンデッキから二の丸角櫓方面や大手橋上から水戸駅方面への眺望景観等を保全するため、区域を拡大するものです。

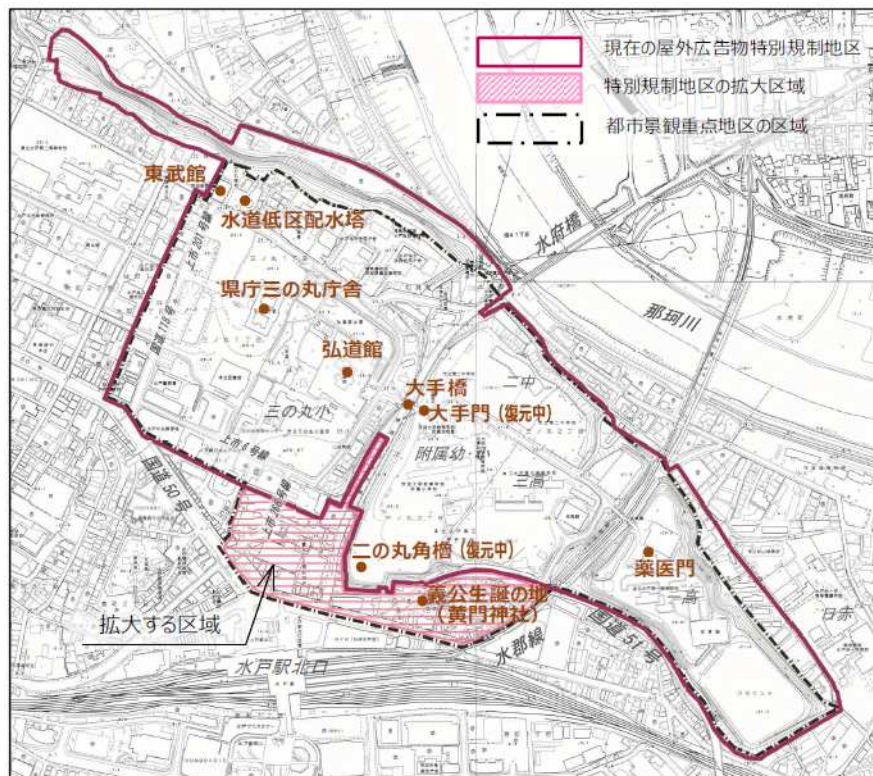


図3 屋外広告物特別規制地区（弘道館周辺地区）の拡大区域

～制限する屋外広告物～

条例の規定により、次のいずれかに該当する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置ができません。

- ・アドバルーンの設定
- ・建築物等の屋上を利用してする屋外広告物の表示又は掲出物件の設置
- ・表示面積の4分の1を超えて彩度が8を超える色彩を使用する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置
- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置
- ・ネオン、点滅する照明、回転灯等を使用する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置
- ・電光等により変化する広告の内容を表示する装置を使用する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置



4 都市景観重点地区の指定と屋外広告物特別規制地区の拡大の予定時期

平成 31 年 3 月